

訴 状

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

結婚式場解約金条項使用差止請求事件

訴訟物の価額 160万円

ちょう用印紙額 13,000円

平成23年10月11日

京都地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 長 野 浩 三（主任）

同 相 井 寛 子

同 増 田 朋 記

同 三 澤 信 吾

同 川 村 暢 生

同 向 井 裕 美

同 本 田 里 美

請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する金銭（キャンセル料）について、別紙契約条項目録記載の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはない。
 - 2 被告は、前項記載の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を廃棄せよ。
 - 3 被告は、その従業員らに対し、別紙書面の内容を記載した書面を配布せよ。
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

1 当事者

原告は、平成19年12月25日、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受け、平成22年12月24日その有効期間の更新の認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。

被告は、国内外のホテル、レストラン、結婚式場及びそれに類する施設の企画、立案、運営、経営及びコンサルタント等を業とする株式会社であり（甲2）、消費者契約法2条2項の事業者である。

- 2 被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、被告作成の「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」と題する契約約款を用いて意思表示をなしている（以下、同契約約款を「本件契約約款」といい、これに基づく契約を「本件利用契約」という）。本件契約約款には、契約成立後に顧客の都合により解約される場合は、別紙条項記載の通り、所定の解約金（約款では「キャンセル料」と記載されている）を支払う旨の条項がある（以下「本件キャンセル料条項」という）（甲3）。被告は、今後も、同内容の意思表示をなすおそれがある。

3 原告は、被告に対し、平成23年8月23日、消費者契約法41条に定める書面をもって、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、本件キャンセル料条項を含む意思表示を行わないこと、本件キャンセル料条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を廃棄すること及びこれらを被告の従業員らに対し周知させ、本件キャンセル料条項を含む意思表示を行わないよう指示することを請求し、同書面は、同月24日、被告に到達した（甲4、甲5）。

4 本件キャンセル料条項の解約金は高額すぎ、消費者契約法9条1号により無効となる部分がある。

(1) 被告が作成する「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」の第7条①は、結婚式等実施予定日の365日前のキャンセル料が、申込金である10万円の半額であると定められている。

社団法人日本ブライダル事業振興協会（以下、「協会」という。）の報告書では、1年以上前の解約料は事務費用にかかる損害賠償と予約濫用の防止であるとされている（甲6）。しかし、予約濫用の防止は平均的損害の問題ではないし、予約濫用が実際にあるのか不明である。むしろ、1年前に解約していれば、予約濫用とは言えないというべきである。また、事務費用は主に勧誘時の費用であり、勧誘に要する費用は日常経費であり個別契約の損害ではない（大阪地判平成14年7月19日金融商事判例1162号32頁）。

雑誌等の記事を見ても、一般的な挙式の検討は1年より短い期間で検討されている。結婚式等実施予定日から365日前の解約であれば、当初より契約がなかった場合と同じに考えられ、同一の日時に別個の挙式・披露宴その他の宴会が申し込まれる可能性は極めて高く、新たに勧誘することによってカバーできるものである。

東京地判平成17年9月9日判例時報1948号98頁も1年以上前の解約金条項につき、無効と判示している。

よって、結婚式等実施予定日から365日前のキャンセル料条項は、消費者契約法9条1号により、平均的損害を超えるキャンセル料を定め

たものとして無効であり削除すべきである。

(2) 被告が作成する「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」の第7条②は、結婚式等実施予定日の181日前のキャンセル料が、申込金である10万円の全額及び販売価格であると定められている。しかし、結婚式等実施予定日の181日以前の解約であれば、やはり、同一の日時に別個の挙結婚式・披露宴その他の宴会が申し込まれる可能性は極めて高く、新たに勧誘することによってカバーできるものである。よって、消費者契約法9条1号により、平均的損害を超えるキャンセル料を定めたものとして無効となる。

(3) 被告が作成する「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」の第7条③④⑤⑥⑦⑧⑨は、結婚式等実施予定日の180日前から151日前、150日前から121日前、120日前から91日前、90日前から46日前、45日前から10日前、9日前から5日前、4日前から前日までを区分して、それぞれのキャンセル料を、会場使用料の一定割合及び基本料金に招待予定人数を乗じた金額の一定割合、あるいは、見積書記載の料理・飲物の合計金額に最終確定人数を乗じた金額の一定割合、販売価格などにより定めている。

しかし、基本料金とは、提供される料理及び飲物単価の最低料金を合計した金額とされているが、結婚式等実施予定日の180日前から10日前に、食材や飲料等の調達という実損害はないと考えられ、仮に調達済みであっても転用の可能性は高く、製造費も発生していないと考えられる。また、9日前から前日については見積書記載の料理・飲物の合計金額に最終確定人数を乗じた金額の50%または100%をキャンセル料に含んでいるが、同様に実損害が発生していない可能性、転用の可能性があると言え、製造費も発生していないと考えられる。

会場使用料についても、解約後に再販売することが可能であり、仮に解約のあった当該会場の当該日時を再販売することができなかつたとしても、営業形態によっては、他会場ないし他の時間帯が契約されれば、当該事業者としては、当該会場の当該日時が再販売されたのと同様の利益を得ることができ当該事業者には損害はないといえる。

よって、これらのキャンセル料規定は、消費者契約法9条1号に定める平均的損害を超えた額を定めるものである。

(4) また、被告が作成し、現在使用している「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」は、被告が2009年ころに使用していた「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」(甲7)から、キャンセル料が下記のとおり、高額化されている。

解約期日が180日前から151日前まで

申込金の全額及び販売価格

→ 申込金の全額、会場使用料の20%及び販売価格

解約期日が150日前から121日前まで

申込金の全額及び販売価格

→ 申込金の全額、会場使用料の20%、基本料金の5%にご招待予定人数を乗じた金額及び販売価格

解約期日が120日前から91日前まで

申込金の全額、邸宅プロデュース料の10%、及び販売価格

→ 申込金の全額、会場使用料の30%、基本料金の10%にご招待予定人数を乗じた金額及び販売価格

解約期日が45日前から31日前まで

申込金の全額、邸宅プロデュース料の30%、基本料金の30%にお申込人員を乗じた金額及び販売価格

→ 申込金の全額、会場使用料の50%、基本料金の50%にご招待予定人数を乗じた金額及び販売価格及びその他発注品における解約料

解約期日が当日

申込金の全額、邸宅プロデュース料全額、ウェディングケーキ代金・別紙お見積書に記載されている料理・飲物の合計金額に最終確定人員を乗じた金額及び販売価格

→ 最終お見積り額全額

被告が過去に使用していた約款のキャンセル料についても、その相当性は検証されるべきであるが、現在までの間にキャンセル料の高額

化の必要性が生じたとは考えられない。被告が現在使用している「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」は、このとおり、過去の約款の改悪となっている点でも不当である。

- 5 以上のとおり、上記請求の趣旨1にあげた本件キャンセル料条項は、無効な部分を含んでおり、消費者契約法12条3項により、同条項を含む意思表示の停止命令が認められるべきである。

また、これらの無効な契約条項による意思表示の停止、予防には以下の措置が必要である。

- ①被告が、別紙契約条項記載の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を廃棄すること。
- ②被告が、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配付すること。

記

株式会社ベストブライダルは、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載のキャンセル料条項を含む意思表示を行いませんので、当社が当該キャンセル料条項を使用した挙式披露宴実施契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該キャンセル料条項が記載された契約書用紙は全て廃棄して下さい。

- 6 よって、原告は、被告らに対し、消費者契約法12条3項本文に基づき、消費者との挙式披露宴実施契約を締結するに際し、請求の趣旨1項の内容を含む意思表示を行わないこと、同内容の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を廃棄すること及びこれらを被告の従業員らに対し周知させ、本件キャンセル料条項を含む意思表示を行わないよう指示する措置をとることを求めて本訴に及ぶ。

7 管轄

被告は、以下の住所地に営業所を有している（民訴法5条5項）。

京都市左京区吉田河原町14-5

また、被告は、京都府内において、本件キャンセル料条項を内容

とする意思表示を行ったことがある（消費者契約法43条2項）。

証拠方法

甲第1号証の1	適格消費者団体として認定をした旨の通知書（通知）
甲第1号証の2	適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書（通知）
甲第2号証	現在事項全部証明書
甲第3号証	被告作成の「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」
甲第4号証	差止請求書兼申入書
甲第5号証	配達証明書
甲第6号証	「消費者契約法の施行に係る結婚式場・披露宴会場約款の見直しに関する調査研究」報告書
甲第7号証	被告作成の「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」（改訂前）

添付書類

1 訴訟委任状	1通
2 現在事項全部証明書	1通

別紙契約条項目録

キャンセル料

お客様が、すでにご予約頂きました結婚式等を、お客様のご都合によりキャンセルをされたときは、以下のキャンセル料を頂戴致します。結婚式等実施予定日の変更をされるときについても、キャンセルと同様に取り扱うものと致します。ただし、結婚式等実施予定日を変更される場合であって、弊社の承諾のもと結婚式等実施予定日の変更日が確定しており、かつ結婚式等実施予定日の変更日がお申込日から1年以内である場合は、すでにご入金頂いた申込金は、新たな予約の申込金に充当するものとし、再度頂戴致しません。なお、結婚式等実施予定日の変更は1回限りとさせていただきます。

- ①お申込日から結婚式等実施予定日の365日前まで
キャンセル料・・・申込金の半額
- ②結婚式等実施予定日の364日前から181日前まで
キャンセル料・・・申込金の全額及び販売価格
- ③結婚式等実施予定日の180日前から151日前まで
キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の20%及び販売価格
- ④結婚式等実施予定日の150日前から121日前まで
キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の20%、基本料金の5%にご招待予定人数を乗じた金額及び販売価格
- ⑤結婚式等実施予定日の120日前から91日前まで
キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の30%、基本料金の10%にご招待予定人数を乗じた金額及び販売価格
- ⑥結婚式等実施予定日の90日前から46日前まで
キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の30%、基本料金の30%にご招待予定人数を乗じた金額

額及び販売価格

⑦結婚式等実施予定日の45日前から10日前まで

キャンセル料・・・申込金の全額，会場使用料の50%，基本料金の50%にご招待予定人数を乗じた金額及び販売価格及びその他発注品における解約料

⑧結婚式等実施予定日の9日前から5日前まで

キャンセル料・・・申込金の全額，会場使用料の50%，ウェディングケーキ代金・別紙お見積書に記載されている料理・飲物の合計金額の50%に最終確定人数を乗じた金額，販売価格及びその他発注品における解約料

⑨結婚式等実施予定日の4日前から前日

キャンセル料・・・申込金の全額，会場使用料の全額，ウェディングケーキ代金・別紙お見積書に記載されている料理・飲物の合計金額の100%に最終確定人数を乗じた金額，販売価格及びその他発注品における解約料

⑩結婚式等実施予定日の当日

キャンセル料・・・最終お見積り額全額

*基本料金とは，弊社がおお客様にご提供する料理及び飲物単価の最低料金を合計した金額です。

*販売価格とは，お客様からお申込みを受け，弊社が既に発注，制作又は提供した商品，役務の販売価格相当額の総額です。

*上記キャンセル料には，消費税が含まれております。

*挙式のみのご予約の場合は，会場使用料を挙式料と読替えます。

(別紙書面)
従業員 各位

株式会社ベストブライダル
ご連絡

株式会社ベストブライダルは、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、下記契約条項記載のキャンセル料条項を含む意思表示を行いませんので、当社が当該キャンセル料条項を使用した挙式披露宴実施契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該キャンセル料条項が記載された契約書用紙・申込書用紙は全て廃棄して下さい。

記

キャンセル料

お客様が、すでにご予約頂きました結婚式等を、お客様のご都合によりキャンセルをされたときは、以下のキャンセル料を頂戴致します。結婚式等実施予定日の変更をされるときについても、キャンセルと同様に取り扱うものと致します。ただし、結婚式等実施予定日を変更される場合であって、弊社の承諾のもと結婚式等実施予定日の変更日が確定しており、かつ結婚式等実施予定日の変更日が変更のお申込日から1年以内である場合は、すでにご入金頂いた申込金は、新たな予約の申込金に充当するものとし、再度頂戴致しません。なお、結婚式等実施予定日の変更は1回限りとさせていただきます。

- ①お申込日から結婚式等実施予定日の365日前まで
キャンセル料・・・申込金の半額
- ②結婚式等実施予定日の364日前から181日前まで
キャンセル料・・・申込金の全額及び販売価格
- ③結婚式等実施予定日の180日前から151日前まで
キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の20%及び販売価格
- ④結婚式等実施予定日の150日前から121日前まで
キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の20%、基本

料金の5%にご招待予定人数を乗じた金額
及び販売価格

⑤ 結婚式等実施予定日の120日前から91日前まで

キャンセル料・・・申込金の全額，会場使用料の30%，基本
料金の10%にご招待予定人数を乗じた金
額及び販売価格

⑥ 結婚式等実施予定日の90日前から46日前まで

キャンセル料・・・申込金の全額，会場使用料の30%，基本
料金の30%にご招待予定人数を乗じた金
額及び販売価格

⑦ 結婚式等実施予定日の45日前から10日前まで

キャンセル料・・・申込金の全額，会場使用料の50%，基本
料金の50%にご招待予定人数を乗じた金
額及び販売価格及びその他発注品における
解約料

⑧ 結婚式等実施予定日の9日前から5日前まで

キャンセル料・・・申込金の全額，会場使用料の50%，ウェ
ディングケーキ代金・別紙お見積書に記載さ
れている料理・飲物の合計金額の50%に最
終確定人数を乗じた金額，販売価格及びその
他発注品における解約料

⑨ 結婚式等実施予定日の4日前から前日

キャンセル料・・・申込金の全額，会場使用料の全額，ウェ
ディングケーキ代金・別紙お見積書に記載さ
れている料理・飲物の合計金額の100%に最
終確定人数を乗じた金額，販売価格及びその
他発注品における解約料

⑩ 結婚式等実施予定日の当日

キャンセル料・・・最終お見積り額全額

* 基本料金とは，弊社がお客様にご提供する料理及び飲物単価の

最低料金を合計した金額です。

* 販売価格とは、お客様からお申込みを受け、弊社が既に発注、制作又は提供した商品、役務の販売価格相当額の総額です。

* 上記キャンセル料には、消費税が含まれております。

* 挙式のみのご予約の場合は、会場使用料を挙式料と読替えます。

当事者目録

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

原告 特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

上記代表者理事 高 篤 英 弘

(原告訴訟代理人)

〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池ビル東館6階
御池総合法律事務所（送達場所）

弁護士 長 野 浩 三

弁護士 相 井 寛 子

弁護士 増 田 朋 記

電話 075-222-0011 F A X 075-222-0012

〒604-0871 京都市中京区丸太町通東洞院西入三本木町439-3

ビュロー御所南2階 青木一雄法律事務所

弁護士 三 澤 信 吾

〒604-0931 京都市中京区二条通河原町西入る榎木町84番地

森ビル2階 よつば法律事務所

弁護士 川 村 暢 生

〒604-0904 京都市中京区新樫木町通竹屋町上る西草堂町184

オクムラビル2階 赤井・岡田法律事務所

弁護士 向 井 裕 美

〒604-0845 京都市中京区烏丸通御池上ル

ヤサカ烏丸御池ビル5階 けやき法律事務所

弁護士 本 田 里 美

〒150-0011 東京都渋谷区東三丁目11番10号

被 告 株式会社ベストブライダル

上記代表者代表取締役 塚 田 正 之